

TOCPA Japan 年間パスポート利用規約

目的

第1条 この規約は、TOCPA Japan（以下「当団体」という。）の年間パスポート購入および利用に関し、必要事項を定めることを目的とする。

年間パスポートの購入

第2条 第2条に定める購入手続きを経て、承認された法人・団体・個人（以下、購入者）に年間パスポート番号を付与する。

第3条 年間パスポート購入希望者は、TOCPA Japan ホームページの「申込フォーム」または所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、当団体代表宛てに提出することにより申込みことができる。

2 当団体代表は、前項の申込があったときは、第3条の基準に従い審査を行い、承認・不承認を購入希望者に対し通知するものとする。

3 審査承認後、年間パスポート費の納入を確認したのち、年間パスポート番号を付与する。

不承認の基準

第4条 次の各号に定める事由に該当する場合、年間パスポートの購入を承認しないことがある。

- (1) 当団体の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 購入申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) 購入希望者が属する企業の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると当団体代表が判断したとき。
- (5) その他、当団体代表が不相当と認めたとき。

年間パスポートの費用と支払い方法

第5条 年間パスポート購入希望者は次に定める費用を支払うものとする。年会費 1口 100,000円（税別）

2 原則として、事業年度（1月～12月）ごとに前納一括払いとする。

3 事業年度の途中で年間パスポートを購入する場合においても、年会費の月割は行わない。ただし、毎年

10月以降、新たに購入した場合は、当事業年度に加えて翌事業年度末まで有効期限を延長する。

変更の届出

第6条 購入者は、当団体への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の「変更届」を当団体代表に提出しなければならない。

2 購入者が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、当団体はその責任を負わないものとする。

年間パスポート利用特典

第7条 購入者は、次の各号に定める当団体が提供する特典を利用することができる。

- (1) 当団体主催の各種セミナー、イベント
- (2) 事業年度中に開催される全ての [Essential TOC Applications Training\(以下、Essential-TAT\)](#)の受講資格
- (3) [eラーニングプログラム](#)の利用権（一口=1アカウント/Essential-TAT ご受講後、有効期限まで無料）
- (4) 事業年度中に開催される [TOC Applications Practitioner Program\(TOC-APP\)](#)受講費用の割引（正規料金から30%割引）
- (5) 購入口数に応じた無料受講人数を上回る場合、事業年度中に開催される [Essential-TAT](#) 受講費用の割引（正規料金から20%割引）が適用される。

2 購入者が年会費を納入した場合、前項第1号から第3号を、購入口数に応じた人数分（1口=1名）、無料で利用することができる。前項第4号および5号については人数の制限を設けない。

返金規定

第8条 途中解約であっても、納入済みの年会費は返還しない。

2 途中解約であっても年会費が納入されている場合、購入者は、当該事業年度末まで年間パスポート利用特典を享受する権利を有するものとする。

年間パスポート利用資格の喪失

第9条 購入者は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 当団体が解散したとき。
- (2) 購入者が法人または団体の場合、法人格を喪失したとき。

2 前項の規定により資格を喪失した場合、納入済みの年会費は返還しない。

年間パスポートの利用停止基準

第 10 条 当団体代表は、購入者が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、年間パスポートの利用を停止することができる。

- (1) 当団体の名誉を著しく傷つける行為または品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本規約に違反したとき。
- (4) その他、不相当と認める相当の事由が発生したとき。

2 前項の規定により年間パスポート利用が停止された場合、納入済みの年会費は返還しない。

年間パスポートの継続

第 11 条 当団体の事業年度の末日（12 月 31 日）から起算して 30 日前までに翌年度の継続利用停止に関する連絡がない場合は、翌年度の継続を希望する意思を有するものとみなす。

著作権

第 12 条 当団体によって提供される情報の著作権は当団体、TOCPA（エストニア）、TocExpert 社（エストニア）、株式会社ジュントス、または株式会社ジュントスコンサルティングに帰属する。

2 当団体によって提供される情報を、録画・複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

免責および損額賠償

第 13 条 購入者は、当団体の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して購入者また第三者が損害を被った場合であっても、当団体は一切責任を負わないものとする。購入者が年間パスポートの利用資格を喪失または停止された後も、本条の規定は継続して当該購入者に対して効力を有するものとする。

2 購入者が、本規約およびその他法令等に違反する行為によって、当団体に損害を与えた場合には、当団体は当該購入者に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

購入者情報の取扱い

第 14 条 購入者は当団体に対し、提供した個人情報を以下に掲げる利用目的の範囲内で、当団体が利用することに同意する。

- (1) 購入者に提供する各種サービスや当団体の活動を知らせる必要がある場合。
- (2) 購入者情報を、あらかじめ購入者承諾のもと当団体のウェブサイトや販促物等に掲載する場合。
- (3) 当団体が特典に関わる業務、その他を第三者に委託するときに、購入者情報を取り扱わせる場合。
- (4) 個人情報に関する法令及びその他規範に記載されるやむを得ない場合。

年間パスポート利用規約の追加・変更

第 15 条 本利用規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当団体代表が定めるものとする。

- 2 当団体は、本規約の全部または一部を当団体代表の決定により変更することができる。
- 3 変更された本規約は、当団体の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後購入者は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

附則

本規約は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
令和 4 年 12 月 9 日より、本改訂版を施行する。

以上

TOCPA Japan